

れを謂ふなり。

僧を罵るゝ邪姪とをもちて惡しき病を得て死ぬる縁

第十一

聖武天皇の御世に、紀伊国伊刀郡桑原の狭屋寺の尼等願を發し、彼の寺に法事を備け、奈良の右京の薬師寺の僧題惠禪師を請へ字は依禪師と曰ふ。俗姓依禪連なり。故に以ちて字す、十一面觀音に奉仕りて悔過す。時に彼の里に一の凶しき人有り。姓は文足守なり字は上田三郎と云ふ。天骨邪見にして二宝を信はず。凶しき人の妻上毛野公大椅の女有り。一日一夜に八の戒戒を受け、悔過に参行きて衆の中に居る。夫外より家に帰りて妻無きを見、家人に問ふ。答へて曰はく「悔過に参行け」といふ。聞きて瞋怒り、すなはち往きて妻を喚ぶ。導師見て、義を宣べて教化ふれども信受けずして曰はく「無用語して、汝吾が妻に婚ふ。頭罰ち破らべし。斯下しき法師なり」といふ。悪口し多く言ふこと具に述ぶること得ず。妻を喚びて家に帰り、すなはち其の妻を犯せば率爾に間に蟻著きて噛み、痛み死ぬ。刑を加へざれども、惡しき心を発して濫しく

罵りて恥ぢしめ邪姪を恐りざれば、故に現報を得るなり。口に百の舌生ひ方言を白すといへども、慎僧を誹ることなかれ。倏に災を蒙るが故なり。

蟻と蝦との命を贖ひ生を放ちて現報に蟻に助けらるる縁

第十一

山背國紀伊郡の部内に、一の女人有り。姓名詳ならず。天年慈悲ぶる心ありて墮く因果を信ひ、五戒と十善とを受持ちて生物を殺さず。聖武天皇の代に、彼の里の牧牛の村童男川の蟻を八取りて焼き食はむとす。是の女見て、牧牛に勧へて曰はく「幸願はくは、此の蟻を我れに免せ」といふ。童男辭否びて聽さずして曰はく「なほ焼き歟はむ」といふ。懸に誂へて衣を脱きて買ふ。童男等すなはち免す。義禪師を勧請へて呪願せしめて放生つ。然うして後に山に入り、大蛇の大眼を飲むを見る。大蛇に誂へて言はく「是の蟻を我れに免せ。多くの帛を賂奉らむ」といふ。蛇聽さずして呑む。女幣帛を募りて禱りて曰はく「汝を神として祀らむ。幸乞はくは我れに免せ」といふ。聽さずしてなほ飲む。また蛇に語りて言はく「此の蟻に替りて吾れ汝が妻と為らむ。

は、本説話とは前提が異なり、かえつて本説話からは遠い。一未詳。二大般涅槃經・梵行品。梵經經古述記・下本。

第十一縁 今昔物語集・十六ノ二十八に書承。一妻が八戒戒を受持している期間中に、交わつたことなど。阿毘達磨俱會論・分別業品、伊豆智度論・十二、などの理解と一致。三和歌山県佐野郡(今)からちぎ町佐野(今)に所在。佐野寺跡がその地とされる。三未詳。本説話以外に所伝をみない。四本説話を描かれた時よりも少しのもの天平勝宝四年(752)、実忠によつて東大寺二月堂に十一面觀音悔過がはじめられている(東大寺大佛要錄・四)。現代に二月堂の修二会(今)として遺存。五名未詳。字の「上田」は地名、橋本市あたり。本説話を以外に所伝をみない。六未詳。本説話を以外に所伝をみない。七若有所、龍於半月半月、或第十四日、或第五日、或受持齋戒、如法濟淨、繫心於我、誦此心經呪、便於生死、超四万劫。十一面四劫明記するには十一面觀自在菩薩心密言念誦儀軌經・上。この経は空海によつて将来されたもの。聖武天皇の御世には、まだ将来されていない。内容に關しては諸説があるが、阿毘達磨俱會論・分別業品に「八所人形、離」としてあげられてゐるのは、殺生、不与取、非梵行、虛諦語、飲諸酒、塗香曼舞歌觀聽、眠坐高座嚴臥床座、食非時食、である。ハ儀式の主たる役割をになう僧。ここでは題惠禪師。ハ「斯下」(合、賤)。(国会図書館本訓叢)。大般涅槃經・迦葉菩薩

薩品にみえる「斯下之人」は、大正新脩大藏經校異によれば、宋本、旧宋本では「斯下之人」。撰集百縁經・五にも「斯下之人」。二「闇」は「闇」の俗字。女性性器を「闇」とするのに対して男性性器をいいう(蜜注卷名類聚抄、南方熊楠など)。二十一面觀世音神呪經の呪では、十一面觀音への呼びかけは「南無阿利耶跋陀羅吉氏長婆羅耶菩提提薩埵耶摩訶薩埵耶」とされ、後代の覺彌鈔・四十四でも十一面觀音の尊号は「南無阿利耶東迦陀舍臂地」(南無阿利也體迦那目法)とされ、聖者の意の「阿利耶」「阿利也」が冠せられた語形が用いられる。アリヤ、と唱えたので蟻が敷いて現われた、という説話か。

第十二縁 本朝法華經記・下・一二三、今昔物語集・十六ノ十六、などにみえる蟹満多寺紙袋寺・蟹満寺・草創説話は、類話ではあるが直接の関係は無い。説話ではたゞする説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁・八縁、二十九縁、三十縁。三中巻八縁。二云将来に善果をもたらす十種の善業。十惡に対しといふ。項目には諸説があるが、法界次第初門・上ノ上によれば、不殺、不畜、不盜、不邪淫(以上三種は身業)、不妄語、不貪、不瞋恚、不惡口、不綺語(以上四種は口業)、不貪欲、不瞋恚、不惡口、不綺語(以上三種は意業)。法界次第初門・上ノ上は、それぞれを「止」と「行」とに分ける。たとえば、不殺の止善は殺生の悪をやめること、行善は放生の善をおこなうこと。云々不殺の止善。二未詳。上巻八縁にも同じ語がみえる。一不殺の行善。二、三重(蜜注卷名類聚抄)。開説文云、良蒲角反

故に乞はくは我れに免せ」といふ。蛇すなはち聽し、高く頭頸を擗げて女の面を曇り、蝦を吐きて放つ。女蛇に期りて言はく「今日より七日を経て来れ」といふ。然うして父母に白して、具に蛇の状を陳ぶ。父母愁へて言はく「汝ただ一子なることを了ふべし。何の詐き託くが故に能はぬ語を作す」といふ。時に行基大德紀伊郡の深長寺に有す。往きて事の状を白す。大徳聞きて曰はく「鳥呼、量り難き語なり。ただし能く三宝を信はむのみ」とのたまふ。教を奉りて家に帰る。期れる日の夜に当りて、屋を開ち身を堅め、種々願を發して三宝を信ふ。蛇屋を纏みて蜿蜒ひ腹行き、尾を以ちて壁を打ち、屋の頂に登りて草を曳ひて抜き開き、女の前に落つ。然りといへども蛇女の身に就かず。ただし爆く音のみ有り。跳ち齧るるが如し。明日に見れば、大蛇八集り、彼の蛇を条然に捕段切る。すなはち知る、貢ひ放てる蟬の恩を報ゆることを。悟無き虫すら、なほし恩を受け返りて恩を報ゆ。あに人にして恩を忘れむや。此れより已後、山背国に山川の大蛇を貴びて、善せむとして生を放つなり。

俗云波久乃岐奴^ノ、薄緒也^ノ(和名抄)。云云賴人二十・陌真白切に「品^ノ幣鬼^ノ」とあるのに撰つて「鬼^ノ」と訓む。上巻一縁のごとく「みてぐら」と訓んでもいいが、上文にみえる「駒^ノ參多鬼^ノ」の「鬼^ノ」が神へのさけぎものを必ずしも尊崇しないことに配慮し、聖鏡性を重視して訓む。三財を代償にして何かを求める。名義抄では「夢^ノ購^ノ賄^ノ」などに「ソノル」の訓。云々上文では馬を与えるという条件をこどして提唱する。ここでは実際に馬を与えてさらに「神として祀る」という新たな条件が示される。云々以下の一文、中巻八縁に類似。→中巻八縁。馬を与える、神として祀る、妻となる、と次第に好条件が提示されてゆく。妻が神よりも上位に位置づけられていることが注目される。

一何がおまえに憑いてだましているからなのか、できもしれないことを言うのは。二深草寺。深草不賀平佐(高山寺本和名抄)。行基の四十九院のひとつとして天平二年(532)に建立された法輪院。所在未詳。三蛇との約束を守つて蛇の妻となるならば不邪淫^ノ五波のひとつを犯すことになり(→中巻八縁)、約束を破るならば不妄語^ノ五波のひとつを犯すことになる。どちらの道を進んでも解決はない。改めて放生と報恩の説話が語りおかされなければならない。四虫の語には広義、狹義、さまざま用法があるが、ここでは人以外の動物の總称。五このようない風習の存在は未詳。九世紀後半に石清水八幡で放生会がおこなわれ、以後盛行するに至つたこととかわりがあるか。

第十三縁 あやしき表(じ)の説話。今昔物語

愛欲を生し吉祥天女の像に恋ひて感心して奇しき表を示す縁 第十三

和泉泉州郡の血淳上山寺に、吉祥天女の彌像有す。聖武天皇の御世に、信濃國の優婆塞來りて其の山寺に住む。天女の像に睇ちて愛欲を生し、心を繋けて恋ひ、六時ごとに願ふ。「願はくは天女の如きを女を我れに賜へ」とねがふ。優婆塞夢を見て、天女の像に婚ふ。明日に瞻れば、彼の像の裙の腰に不淨染み汚れたり。行者観て慚ぢて言さく「我れ似たる女を願ふ。何すればぞ悉く天女専自づから交りたまふ」とまうす。婢^ノちて他人に語られども弟子偷に聞く。後に其の弟子師に礼無し。故に噴め噴ひ去らる。里を噴出され、師を詫り事を程す。里人聞き、往きて虚実を問ひ、並に彼の像を瞻れば淫穢染み極れたり。優婆塞事を隠すこと得ずして、具に陳べ語る。諒に委る、深く信はば感きて心へずといふこと無し、と。是れ奇異しき事なり。淫穢經に云ふが如し「多姪の人は画ける女にすら欲を生す」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

集・十七ノ四十五に書承。ハ男女懸子間の心情を執着としてたらえ、それを悪と考える立場からいう語。仏典語。セ男の愛欲の対象となる例に、古本説話集・下・六十二がある。源氏物語精木に「吉祥天女を思ひかけむとすれば」と見える。ハ中巻二十七縁。中巻二十六に中巻二縁。血淳上山寺は大阪府和泉市横尾町の施福寺の地に所在したか。この寺には聖観音の木像も安置されていた。→中巻二十七縁。ハ塑像。彩色がほどこされていたであろう。大安寺伽藍起并流記資財帳に見える「損四天王像の攝」を放誕は「攝」のあやまりとするが、塑像をあらわす文字が「攝」なのか「損」のかは再考の余地があろう。法隆寺五重塔初層内陣の塑像群を、法隆寺伽藍起并流記資財帳は「合塔本肆面損攝」としている。ニ長野縣。二二日没、初夜、中夜、後夜、晨明、日中。三三「當^ノ令^ノ彼^ノ於^ノ睡夢中、傳^ノ貝^ノ於^ノ我、隨^ノ所求事、以^ノレ告知^ノ」金光明最勝王經・大吉祥天女增長財物品。金光明經と本説話との関係は和辯哲郎の指摘がある。三四精液。精液を不淨^ノといいうのは仏典語。たゞ云々四分律・十二僧法に見える。四五行者と称されるのは本書では優婆塞。上巻二十八縁。二三どういう理由で。下巻十四縁、二十八縁。云々淫事。下文の「事」も同じ。五モ国會図書館本訓解「程アラハス」。云々精液。云々譬^ノ如^ノ有^ノ人見^ノ画女像^ノ亦復生^ノ貪、以^ノ貪改^ノ得^ノ種罪^ノ大般涅槃經・光明遍照高貴德王菩薩品。

凶人、姓文忌寸也字云上田三郎矣、天骨邪見、不信三宝、凶人之妻、有上毛野公大槻之女、一日一夜、受八齋戒、參行悔過、居於衆中、夫從外歸家、而見無妻、問家人、答曰、參往悔過、聞之震怒、即往喚妻、導師見之、宣義教化、不信受曰、為無用語、汝婚吾妻、頭可所罰破、斯下法師矣、惡口多言、具不得述、喚妻歸家、即犯其妻、率爾謂著蟻嚼痛死、雖不加刑、而發惡心、罵罵令恥、不恐邪姪、故得現報也、口生百舌、雖方言白、慎莫誹僧、終蒙災故也、

3 文(來)又

4 馬(來)忘

5 橋(來)福

6 妻(來國)ナシ

7 蜂(國)一爵

8 條(國)條タマチニ

ナシ

9 災(來)交

贖解命故生現報解所助緣第十二

山背國伊郡内、有一女人、姓名未詳也、天年慈心、贖信因果、受持五戒十善、不殺生物、聖武天皇代、彼里牧牛村童、山川蟹取八、而將餵食、是女見之、勸牧牛曰、幸願此婢免我、童男辭否不聽、曰猶煥吸、懲誅乞、脫衣而買、童男等乃免之、勸請義禪師、令祝願以放生、然後入山、見之大蛇、飲於大蝦、詫大蛇言、是婢免我、賂奉多帛、蛇不聽、女募幣帛、而禱之曰、汝為神祀、幸免我、不聽猶飲、又語蛇言、誓此婢以吾為汝妻、故免我、蛇乃聽之、高擧頭頸、以瞻女面、吐蝦而放、女期蛇言、自今日經七日而來、然白父母、具陳蛇狀、父母慙言、汝了唯一子、何託故、作不能語、時行基大德、有紀伊郡深長寺、往白事狀、大德聞曰、烏呼難量之語、唯能信三寶耳、奉教歸家、當期日之後、閉屋堅身、種々發願、以信三寶、蛇繞屋、蛇

1 賦一攝

2 曰(來)白

3 否(來)ナシ

4 誅一院

5 蜂(來)一蜂是蝶

6 鳴帛(來)繁帛

7 帶幣一攝

8 濟汝ナシ

9 聞(來)同

転腹行、以尾打壁、登於屋頂、昨草拔開、落於女前、雖然蛇不就女身、唯有爆音、如跳鑿齧、明日見之、大蟹八隻、彼蛇絶然、揷段切之、乃知、贖解報恩矣、無悟之虫、猶受恩返報恩、豈人忘恩歟、自此已後、山背國、貴乎山川大蛇、為善故生也、

10 登(來)發

11 背(來)背背

生愛欲恋吉祥天女像感心示奇表緣第十三

和泉国泉郡、血渟上山寺、有吉祥天女像、聖武天皇御世、信濃國優婆塞、來住於其山寺、睇之天女像、而生愛欲、繫心恋之、每六時願、如天女容好女賜我、優婆塞夢見、婚天女像、明日瞻之、彼像裙腰、不淨染污、行者視之、而慚愧言、我願似女、何忝天女事自交之、婢不語他入、弟子偷聞之、後其弟子、於師無禮、故噴噴去、所噴出里、訕師程事、里人聞之、往問虛實、並瞻彼像、淫精染穢、優婆塞不得隱事、而具陳語、謹委、深信之者、無惑不忴也、是奇異之事矣、如涅槃經云、多淫之人、画女生欲者、其斯謂之矣、

1 上(國)ナシ

2 婢(國)挾

3 誰詠(國)一謹語

4 之(來國)ナシ

窮女王帰敬吉祥天女像得現報緣第十四

聖武天皇御世、王宗廿二人、結同心、次第為食、設備宴樂、有一窮女王、入宴衆列、廿二王、以次第設宴樂已訖、但此女王、獨未設食、備食無便、大恥貧薄、至

1 王(國)ナシ